

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 443 号）

〔警察資料不存在非公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和 7 年 4 月 23 日）

第一 審査会の結論

大阪府公安委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和 3 年 10 月 21 日付けで、審査請求人は、大阪府公安委員会（以下「実施機関」という。）に対して、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
（行政文書公開請求の内容）
○年○月○日、○日、○○市○○、○○にてイベント行事がおこなわれた。
これについて警備保障会社、警備した業務が分かる文書、及び関係資料。
- 2 令和 3 年 10 月 27 日付けで、実施機関は、本件請求に対し、「本件公開請求に係る行政文書について検索したが、該当する文書は保管されておらず管理していない。」という理由を付して条例第 13 条第 2 項の規定により不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和 3 年 11 月 25 日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

警備保障会社は常時、業務の報告を義務付けられている。不存在はありえない。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張
警備保障会社は常時、業務の報告を義務付けられている。不存在はありえない。
- 2 反論書における主張（原文ママ）
審査請求人は、令和 3 年 10 月 21 日付けで、実施機関に対し、条例第 6 号の規定により、請求内容を「○年○月○日、○日、○○市○○、○○にてイベントが行われた。これについて警備保障会社、警備した業務が分かる文書、及び関係資料。」とする行政文書公開請求を行った。
しかし、大阪府警の文書管理責任者はこれに該当する文書を保管していないとの理由で該当する文書は管理されていないとの回答である。

しかし、警備保障会社は、毎年、業務報告を義務つけられており、報告書提出されているはずである。

〇年〇月〇日は、〇〇により〇〇事件があり、必ず、この時の業務報告はなされていたはずである。

大阪府警が窓口となって、大阪府公安委員会のなすべき業務の保管は大阪府警がするという規定があるようだが、あえて極秘扱いとする資料でないのに直に公表していただきたい。これらの行為について、反論者は、違法とか、不当であることを、また適法かつ妥当という判断を求めている事ではない。

3 口頭意見陳述における審査請求人の主張

〇年〇月〇日〇〇で〇〇し、〇〇が〇〇した事故があれば、警察に主催者側が報告しているはずだが、その資料を出さないとはおかしいのではないか。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求に係る不存在による非公開決定処分に違法、不当はないものとする。

2 弁明書における主張

(1) 弁明の理由

ア 大阪府警察行政文書管理規則について

大阪府警察行政文書管理規則（平成13年大阪府公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）は、実施機関及び大阪府警察における行政文書の管理に関し必要な事項を定めている。

規則第3条第1項各号において、実施機関が管理する行政文書として、

- ・ 公安委員会の会議録（公安委員会の会議に提出された行政文書であって、公安委員会が会議録と併せて管理することが必要であると認めたものを含む。）
- ・ 警察法（昭和29年法律第162号）第43条の2に規定する事務に関する行政文書
- ・ 公安委員会又は公安委員会の委員（委員長を含む。）あての意見、要望等及びその処理に関する行政文書
- ・ 前3号に掲げるもののほか、公安委員会が自ら管理することが必要であると認めた行政文書

と規定されており、また同条第2項において「前項各号に掲げる行政文書以外の行政文書は、大阪府警察本部長が管理するものとする。」と規定されている。

イ 本件請求に係る行政文書の存否について

審査請求人は、本件請求において、請求内容を「〇年〇月〇日、〇日、〇〇市〇〇、〇〇にてイベント行事がおこなわれた。これについて警備保障会社、警備した業務が分かる文書、及び関係資料。」としているが、このような文書は、検索しうる行政文書を精査したものの、前述の実施機関が管理する行政文書に該当せず、そうすると、実施機関は本件請求に係る行政文書を管理していなかったことから、本件処分を行ったものである。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、「警備保障会社は常時、業務の報告を義務づけられている。不存在はありえない」と主張するが、実施機関が本件請求に係る行政文書を管理していないことは前述のとおりであるから、審査請求人の主張は認められない。

(2) 結論

以上のとおり、本件処分は条例に基づき適正に行われたものであり、その決定に何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

3 実施機関説明における主張

実施機関では、規則に基づいて文書を管理している。本件請求に係る文書については、検索したが見つけることができなかった。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件請求に係る対象行政文書の特定について

審査請求人の主張から、本件請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）は、○年○月○日の○○による○○事故に係る警備保障会社からの報告書であると解される。

3 本件決定の妥当性について

審査請求人は、警備保障会社は、毎年業務の報告を義務付けられており、報告書は提出されているはずで、○年○月○日の○○による○○事件は必ず業務報告がなされていたと主張する。

それに対し、実施機関によると実施機関が管理する行政文書は、規則第3条第1項各号に定めるものであるが、本件対象文書はこれに該当せず、同条第2項の規定により大阪府警察本部長が管理することとなっていると主張する。

この点、本件対象文書が規則第3条第1項第1号から第3号の文書に該当しないとの説明は、規定内容に照らせば不自然、不合理であるとはいえない。また、審査会で確認したところ、同項第4号に該当する文書は、他官庁からの依頼文書や行政文書ファイルの管理台帳など、公安委員会が庶務事務において保有する文書であるとのことで、同号に本件対象文書が該当しないということについても、不自然、不合理とはいえない。

また、規則第3条第2項において「前項各号に掲げる行政文書以外の行政文書は、大阪府警察本部長(以下「本部長」という。)が管理するものとする。」と規定されていること、警察法第47条第2項には、「警視庁及び都道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、(略)第38条第4項において準用する第5条第5項の事務について都道府県公安委員会を

補佐する」と規定していることからすると、大阪府警察本部において、本件請求に関連する文書を管理している可能性が高いところ、実施機関において検索しうる行政文書を精査してなお、保有を確認できず、本件請求に係る行政文書を保有していないとのことであった。

よって、実施機関の主張に不自然・不合理な点はなく、不存在を理由に本件決定を行った実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子